

令和元年

上尾市議会 9 月定例会議案

(追加送付)

議案第 5 1 号

市長の給与及び副市長の給与の減額支給に関する条例の制定について
市長の給与及び副市長の給与の減額支給に関する条例を次のように定める。

令和元年 8 月 3 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

市長の給与及び副市長の給与の減額支給に関する条例

第 1 条 令和元年 1 0 月分から同年 1 2 月分までの市長の給与は、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年上尾市条例第 2 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条第 1 号に定める給料の月額からその 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じて支給する。ただし、手当の算出の基礎となる給料の月額は、同号に掲げる額とする。

第 2 条 令和元年 1 0 月分及び同年 1 1 月分の副市長の給与は、市長及び副市長の給与等に関する条例第 3 条の規定にかかわらず、同条第 2 号に定める給料の月額からその 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じて支給する。ただし、手当の算出の基礎となる給料の月額は、同号に掲げる額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事における不適正な事務執行の管理監督責任を明らかにするため、市長及び副市長の給与を減額したいので、この案を提出する。